

令和5年5月7日迄に罹患した方の取り扱いについて

Q1.新型コロナウイルス感染症に感染しており、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されますか。

A1.業務災害以外の理由により感染した場合は、他の疾病に罹患した場合と同様に支給対象となります。感染症の療養のために仕事に就くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、直近12ヵ月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額が傷病手当金として支給されます。なお、被保険者期間が12か月に満たない方は、算定の方法が異なりますのでご注意ください。

Q2.自覚症状はないが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合は、傷病手当金は支給されますか。

A2.傷病手当金の支給対象となります。

Q3.発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っている場合は、傷病手当金は支給されますか。

A3. 傷病手当金の支給対象となります。

Q4.自覚症状があり、自宅療養していましたが、医療機関に受診できずその数日後病状の改善が見られた場合は、傷病手当金は支給されますか。また、医師の意見書をもらえませんがどうしたらその期間が労務不能であったかを証明できるのでしょうか。

A4.傷病手当金の支給対象となります。医師の意見書が添付できない旨を申請書に記載し、事業主からその休んだ期間の労務に服さなかった旨を証明する書類を添付してください。

Q5.会社の支店で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したので、その支店全体が休業し、労務を行っていない期間については、傷病手当金は支給されますか。

A5.傷病手当金の支給の性質上、被保険者自身が労務不能と認められない限り傷病手当金は支給されません。使用者の独自の判断で一律に労働者に休んでいただく措置をとった場合は、労基法に基づき休業期間中の休業手当を使用者が支払うこととなります。

Q6.本人には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由で本人が休暇を取得した場合に傷病手当金は支給されますか。

A6.被保険者自身が、労務不能であると認められない限り傷病手当金は支給されません。